平成２３年（再イ）第３号

愛媛県宇和島市保手１丁目１番２号

再生債務者　菅原　正好

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年11月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年11月21日

松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（再イ）第４号

愛媛県宇和島市保手１丁目１番２号

再生債務者　菅原佳穂里

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年11月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年11月22日

松山地方裁判所宇和島支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第２０号

奈良県香芝市北今市３丁目159番地の11

再生債務者　米田　勝市

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成23年11月24日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第１号

静岡県富士市国久保２丁目11番22号

再生債務者　藤曲直応妃

1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年12月22日まで

4　一般異議申述期間　平成24年１月６日から平成24年１月13日まで

静岡地方裁判所富士支部破産係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第２号

盛岡市月が丘１丁目29番23号

再生債務者　立花　俊彦

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年11月８日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年12月15日まで　平成23年11月24日

盛岡地方裁判所第２民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１００５６号

東京都江戸川区中葛西５―10―７―206

再生債務者　飯塚　昭裕

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年11月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年11月18日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第３９号

大阪市浪速区下寺３丁目19番３号

再生債務者　森村　雄一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年11月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年11月21日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第９号

兵庫県尼崎市武庫之荘本町２丁目４番５号　ハイツ横野２東２号

再生債務者　比嘉まゆみ（旧姓林田）

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年11月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年11月21日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２３年（再ロ）第１３号

京都市山科区厨子奥若林町64番地９

再生債務者　里見奈美子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年11月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年11月22日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２３年（再ロ）第２５号

横浜市港北区篠原町974番地１　篠原コーポラスＥ―511

再生債務者　林　　政昌

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年11月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年11月22日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第４号

福井県坂井市三国町運動公園３丁目８番９号

再生債務者　猪部　桂子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年11月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年11月24日　　福井地方裁判所

平成２３年（再ロ）第７号

宮城県黒川郡富谷町あけの平１丁目32番地３

再生債務者　遠藤　則男

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年11月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年11月24日

仙台地方裁判所第４民事部

平成２３年（再ロ）第１号

北海道檜山郡江差町字円山260番地の３

再生債務者　前田　則男

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年11月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年11月24日　函館地方裁判所江差支部

平成２３年（再ロ）第６号

兵庫県姫路市大津区新町２丁目20番地６

再生債務者　山口　敏弘

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年11月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年11月22日　神戸地方裁判所姫路支部

給与所得者等再生による再生計画不認可

平成２２年（再ロ）第２号

相模原市中央区小山２丁目11番１―308号

再生債務者　村井夕起子

1　主文　本件再生計画を認可しない。

2　理由の要旨　平成23年10月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法241条２項４号に定める事由がある。

平成23年11月22日

横浜地方裁判所相模原支部

平成22年度国家公務員共済組合連合会職員共済組合の決算に関する公告

平成 23 年 12 月２日

東京都千代田区九段南１―１―10

九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会職員共済組合

1　短期経理

貸借対照表の要旨

（平成23年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	1,756	流動負債	322
		固定負債	400
		剰余金	1,034
合　計	1,756	合　計	1,756

損益計算書の要旨

（自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	5,719	経常収益	5,726
特別損失	0	特別利益	0
当期利益金	7		
合　計	5,726	合　計	5,726